

全建労発第134号
平成16年3月30日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平 申



労災保険メリット制増減幅に関する要望について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、都道府県建設業協会の皆様方のご協力により実施しました「労災保険のメリット制等に関するアンケート」の結果は、別紙1のとおりであり、この結果を踏まえて、3月16日に開催された理事会におきまして、建設事業に係る労災保険メリット制増減幅を他業種と同一水準の最大40%に拡大する要望を、厚生労働省に、本会、(社)日本建設業団体連合会、(社)日本土木工業協会及び(社)建築業協会の共同で行うことが決定されたところであります。

これを受けまして、3月30日別紙2のとおり厚生労働省労働基準局長に要望書を提出致しましたので、貴協会傘下会員に対しましてもご周知下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

調査の実施に当たりましては、ご多忙中にも拘らずご協力を頂きましたことに深謝申し上げます。

以上

労災保険のメリット制 調 査 結 果

1. 現行の料率(±35%)が良い
2. 製造業等の業種と同一の料率(±40%)が良い

回答企業数 635社

完工高	回答1の企業	回答2の企業	計
50億円以上	13社 (2.1%)	148社 (23.3%)	161社 (25.4%)
10億円以上50億円未満	49社 (7.7%)	196社 (30.8%)	245社 (38.6%)
10億円未満	77社 (12.1%)	152社 (23.9%)	229社 (36.0%)
計	139社 (21.9%)	496社 (78.1%)	635社 (100%)

(参考)

1. 拡大に慎重な意見

増減幅の拡大は労災事故が起きた場合負担になる。

2. 拡大に賛成の意見

(1) 労災事故防止の企業努力が評価されることから、増減幅の拡大はいいことだ。

(2) 増減幅の頭打ちはよくない。

(3) 増減幅を他業種と同じ±40%に。

(4) 増減幅を±50%に。

(5) 増減幅を±60%に。

平成16年3月30日

厚生労働省 労働基準局長 殿

社団法人 日本建設業団体連合会
会 長 平 島 治
社団法人 全国建設業協会
会 長 前 田 靖 治
社団法人 日本土木工業協会
会 長 梅 田 貞 夫
社団法人 建築業協会
会 長 野 村 哲 也

労災保険メリット制増減幅に関する要望書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、建設業界における経営環境は、建設投資が引き続き減少を続けており、今後更に悪化することが見込まれています。

しかしながら、建設業における労働災害は労働基準行政のご指導の下、建設業界一丸となつての努力もあり、着実に減少してきております。

これはまさに個々の企業において、安全で快適な職場環境づくりに積極的に取り組んできた結果であります。

このような状況にある中で、労災保険メリット制の増減幅の拡大は、企業にとってより一層の安全意識の高揚と安全管理体制の充実に寄与し、災害防止努力を推進することにつながるものであります。

つきましては、建設事業に係る労災保険メリット制増減幅を他業種と同一水準の最大40%に拡大するよう要望いたしますので、ご検討ご配慮賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以 上